

令和7年度 第4回定例庁議 次第

日時：令和7年7月9日（木）午後1時15分～

場所：本館3階302会議室

1 開会

2 市長あいさつ

3 協議・報告事項

- (1) 笛吹市過疎地域持続的発展計画について（総合政策部）

4 その他

- (1) 定例庁議予定日 8月7日（木）

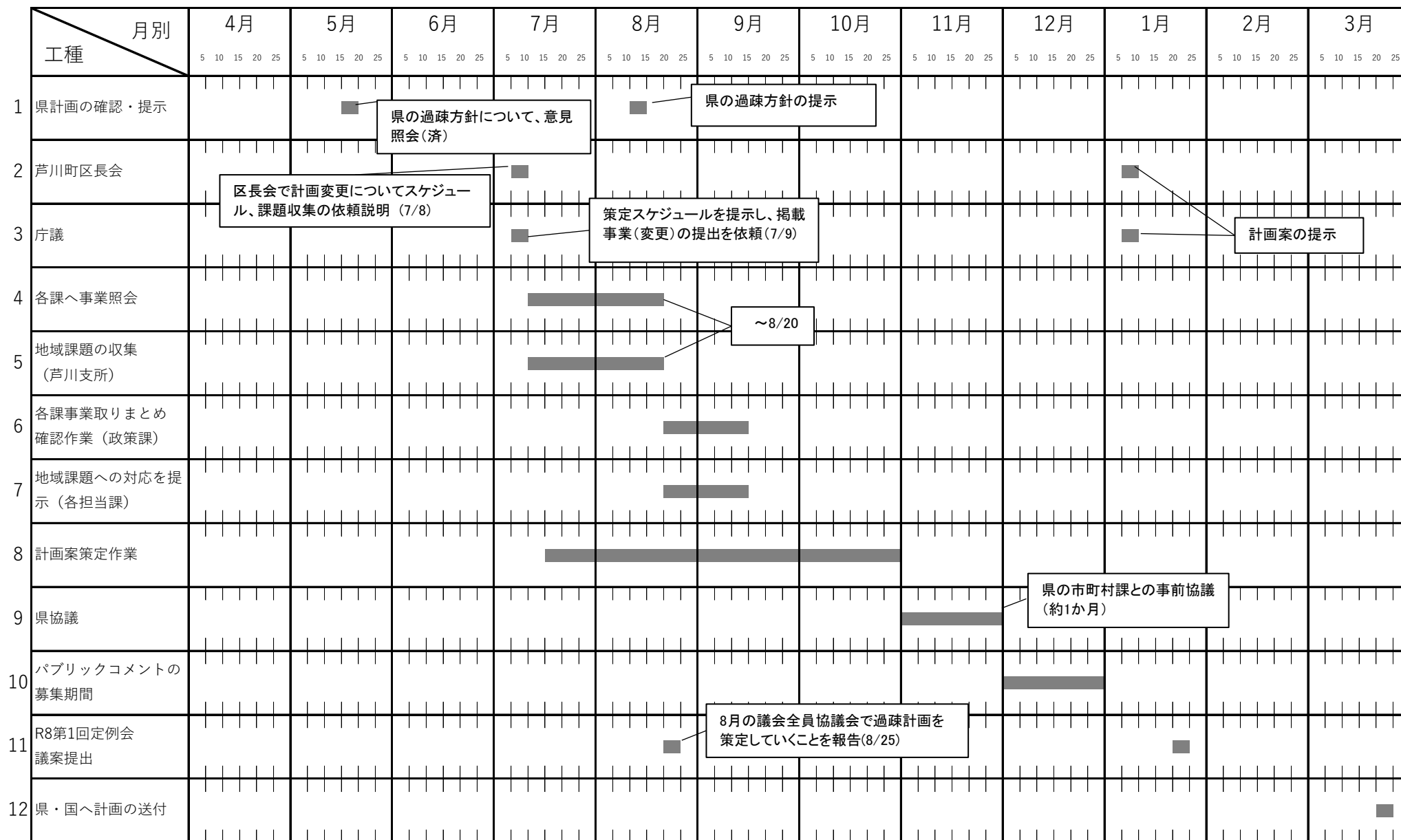
午後1時15分～ 本館3階302会議室

5 閉会

庁議付議事項概要書

協議事項 ・ 報告事項		令和 7 年 7 月 9 日提出	
件 名	過疎地域持続的発展計画の策定について	部局名	総合政策部
概要	本市では、芦川地域の持続的発展を目指すため、令和 3 年度に過疎地域持続的発展支援特別措置法に基づき、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間の計画期間とする「笛吹市過疎地域持続的発展計画」を策定した。計画に基づく事業の実施に当たっては、有利な交付税措置を受けられる過疎対策事業債（充当率 100%、交付税措置率 70%）を財源として活用する中で、FUJIYAMA ツインテラスの整備をはじめ様々な取組を行ってきた。 現行計画が今年度末で終期を迎えるため、新たに令和 8 年度を始期とする次期計画を策定する。		
経過	過疎対策に関する法律は、時限立法として 5 次にわたり制定されてきた。 ・ 過疎地域対策緊急措置法（S45～） ・ 過疎地域振興特別措置法（S55～） ・ 過疎地域活性化特別措置法（H2～） ・ 過疎計画自立促進特別措置法（H12～） ・ 過疎地域持続的発展支援特別措置法（R3～）（10 年間の時限立法） また、本市の過疎計画については、旧芦川村からの計画に続き、合併後は、笛吹市過疎地域自立促進計画として策定してきた。 令和 3 年度からは、「笛吹市過疎地域持続的発展計画」に基づいて、芦川地域の持続的発展に向けて取組を進めている。		
問題・課題	引き続き、過疎対策事業債を活用しながら、芦川地域の過疎対策を進めていくためには、次期計画に必要な事業を位置づける必要がある。		
対応策	策定に当たっては、地域における課題やニーズを確認するとともに、各課に照会を行い、芦川地域に必要な過疎対策事業を計画に位置付けることとし、別紙のスケジュールにより、計画的に策定作業を進めていく。		
協議結果			

過疎地域持続的発展計画策定スケジュール



芦川町人口・世帯数推移

